

【マレーシア】マレーシア宇宙委員会法の制定

海外立法情報課 日野 智豪

* 2022年1月19日、宇宙活動を国際的合意に従って安全に実施するための規制機関として、マレーシア宇宙委員会を設立するマレーシア宇宙委員会法が制定された。

1 背景・経緯

マレーシアは、1994年から国連宇宙空間平和利用委員会¹に加盟しており、宇宙空間の平和利用に関する国際的責任を有している²。2002年には、マレーシア国立宇宙庁（Malaysia National Space Agency）が設立され、2019年にマレーシア遠隔探査庁（Malaysian Remote Sensing Agency）と合併し、マレーシア宇宙庁（Malaysian Space Agency）となった³。同庁は、宇宙分野の研究開発等の役割を担う政府機関であるが、宇宙活動を規制する権限を有してはいなかった。

2021年10月28日、宇宙活動を国際的合意に従って安全に実施するための規制機関として、マレーシア宇宙委員会を設立する法案が、マレーシア議会下院を通過し、同年12月9日、上院でも可決した。2022年1月19日、マレーシア宇宙委員会法（法律第834号）⁴が制定され、同年2月25日に公布された。この法律は、一部の規定を除き、同年8月4日に施行された⁵。

2 マレーシア宇宙委員会法の概要

(1) 章構成

マレーシア宇宙委員会法は、第1章：序文（第1条～第4条）、第2章：マレーシア宇宙委員会（第5条～第14条）、第3章：禁止（第15条）、第4章：許可等（第16条～第35条）、第5章：宇宙物体登録（第36条～第38条）、第6章：責任（第39条、第40条）、第7章：他の犯罪（第41条、第42条）、第8章：事件及び事故（第43条～第46条）、第9章：執行（第47条～第63条）、第10章：一般規定（第64条～第73条）の全10章73か条から成る。

(2) マレーシア宇宙委員会（第2章）

マレーシア宇宙委員会（以下「委員会」）は、①この法律の執行に関する事項について、政府に助言すること、②この法律の効果的な執行を確保すること、③マレーシアが締結した条約、協定等が、この法律の目的に関連している場合、それらの国際的合意から生じる義務を履行し、

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年10月11日である。

¹ Committee on the Peaceful Uses of Outer Space (COPUOS). 平和、安全、発展のための宇宙探査・利用を管理することを目的に、1959年国連総会によって設置された機関。その任務は、宇宙空間の平和利用における国際協力の検討、宇宙探査計画の促進、宇宙探査から生じる法的問題の検討等である。UN Office for Outer Space Affairs website <<https://www.unoosa.org/oosa/en/ourwork/copuos/index.html>>

² “Malaysia Signs Two International Space Agreements,” *New Straits Times*, Aug 7, 2022. <<https://www.nst.com.my/news/nation/2022/08/820136/malaysia-signs-two-international-space-agreements>>

³ Malaysian Space Agency website <<https://www.mysa.gov.my/background/>>

⁴ Malaysian Space Board Act 2022 (Act 834). <https://lom.agc.gov.my/ilims/upload/portal/akta/outputaktap/1721500_BI/A ct%20834.pdf>

⁵ マレーシア宇宙委員会法が部分的に施行された3日後の8月7日、科学・技術・イノベーション省（Ministry of Science, Technology and Innovation）は、「月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約」（宇宙条約）及び「宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定」（宇宙救助返還協定）に署名したことを発表した。op.cit.(2)

又はそのための準備をすること、④この法律の目的のために指針及び指令を制定すること等の役割を担い、この法律に基づく職務に必要な全ての権限を有するものとする（第6条）。

(3) 禁止（第3章）

いかなる者も、宇宙空間における、①大量破壊兵器の設置、打ち上げ等、②大量破壊兵器を用いた実験、③軍事基地等の設置、軍事作戦の実施、④他の宇宙活動の安全に影響を及ぼす活動、⑤地球環境に害をもたらすおそれのある活動を行ってはならない。これらに違反した自然人は、5000万マレーシア・リングgit⁶（以下「リング」）以下の罰金若しくは30年以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される。法人の場合、1億リング以下の罰金に処される（第15条）。

(4) 許可等（第4章）

①宇宙物体⁷の建設又は製造、②宇宙物体の集積・実験のための施設の所有・運営、③打ち上げ施設の所有・運営を行おうとする者（自然人・法人）は、委員会に免許（licence）を申請しなければならない。遵守しない自然人は、1500万リングの罰金若しくは10年以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される。法人の場合、3000万リング以下の罰金に処される（第16条）。

マレーシアの打ち上げ施設から宇宙へ物体を打ち上げようとするサービス提供者（自然人・法人）は、委員会に打ち上げ許可（permit）を申請しなければならない。遵守しない自然人は、3000万リング以下の罰金若しくは10年以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される。法人の場合、6000万リングの罰金に処される（第17条）。

国内外の打ち上げ施設から宇宙物体を打ち上げようとするマレーシア国民及び永住権取得者並びにマレーシアで法人化され、設立され、又は登記された法人は、委員会に打ち上げ施設証明（certificate）を申請しなければならない。遵守しない者（自然人・法人）は、第17条で規定される罰則と同様に罰せられる（第18条）。

(5) 宇宙物体登録（第5章）

宇宙物体を国内外の打ち上げ施設から地球周回軌道又はそれ以上に打ち上げたマレーシア国民及び永住権取得者並びにマレーシアで法人化され、設立され、又は登記された法人は、宇宙規制官（Space Regulator）⁸に当該物体を登録しなければならない。遵守しない自然人は、2万5,000リングの罰金に処される。法人の場合、5万リングの罰金に処される（第36条）。登録された宇宙物体の所有者（自然人・法人）は、①宇宙物体の運用を停止した場合、②宇宙物体が破壊された場合、③登録内容に変更があった場合、宇宙規制官に通知しなければならない。遵守しない者（自然人・法人）は、第36条で規定される罰則と同様に罰せられる（第37条）。

(6) 責任（第6章）

打ち上げサービス提供者（自然人・法人）は、国内の打ち上げ施設からの打ち上げに起因する損害について、全責任を負い、宇宙物体の所有者（自然人・法人）は、当該物体が国内外の打ち上げ施設から打ち上げられたことによって生じる損害、地球周回軌道又はそれ以上に打ち上げられた宇宙物体の運用から生じる損害について、全責任を負う（第39条）。また、打ち上げサービス提供者、宇宙物体の所有者は、第39条に規定される損害により、政府に対して賠償請求訴訟が提起される場合、政府に対して補償を行わなければならない（第40条）。

⁶ 1マレーシア・リングgitは約30.2円（令和4年10月分報告省令レート）。

⁷ 宇宙船及びロケットを指し、それらの構成部品を含む（第2条）。

⁸ この法律の目的のために、科学・技術・イノベーション大臣により任命された公務員。宇宙規制官は、この法律の下で課せられた職務及び義務を遂行し、付与された権限を行使する（第14条）。